

西野文太郎殺害事件始末

—— 森有礼刺傷とのかかわりにたって ——

社会科教育研究室 中川浩一

明治22年2月11日は、大日本帝国憲法発布の日として、日本歴史に書き記されている。欽定憲法であるこの存在は、この日、宮中正殿で行なわれた式典において、天皇自身が総理大臣黒田清隆に手渡されたのだが、原本が伊藤博文とそのブレインによって秘密裡に起稿され、枢密院の憲法制定会議による逐条審議を経たものである事実も、また広く知られてきた。

文武百官侍立の中で実施された憲法原本親受の式典の状況に関しては、自らも侍立した人々の一人であったドイツ人医師ベルツ(Erwin von Bälz 1849～1913)による興味深い描写があり、中には洋服にチョンマゲ姿で臨席した華族も混っていた事実が語られている。

アジアにおける最初の立憲君主国として日本帝国が発足する事実を、国の内外に宣言する意義をもったこの式典に、出席すべくして果たしえなかった一人の政府高官が存在した。文部大臣としての森有礼がその人である。

当日朝、宮中に参内すべく、大礼服に身をかためつつ、文部大臣官邸を出発しようとした森有礼は、西野文太郎に刺されて顔死の重傷を受けていた。このときの負傷が原因となって、翌12日、森有礼は、一命を絶つことになる。弘化4(1847)年の生まれといわれるから、43年の生涯であった。

森の死亡を正式に確認したのは、明治22年2月13日付の「官報」である。文部大臣薨去と題したその記事は、森文部大臣ハ一昨十一日官邸ニ於テ兇徒ノタメニ創傷ヲ受ケ治療効ナク昨十二日午後十一時三十分薨去セリと報道した。

1

上に記した事実は、多くの書物に記されていることがらであり、別に目新しいものではないし、筆者の論稿の目的でもない。ただ、以下に記す内容に関連して、事実の確認に対して、一応の目途をつけたかったがための記述である。

さて、被害者としての森有礼が、遭難の翌日に死亡したのに対して、刺客としての西野文太郎は凶行現場となった文部大臣官邸において、一撃のもとに斬殺されたと伝えられてきた。

ところで、西野の斬殺事件に関しては、実にさまざまの状況説明があり、そのことの当否についての考察を進めるのが、本稿の目的であるのだが、人口に膾炙した記述のひとつとして、「ベルツの日記」にみられる内容を、最初に引用しておこう。

もち論、ベルツは森の遭難当時、その現場に居合わせたわけではない。記述も、2月16日の日付のもとに収載されている。またその内容が、いかなる報道に依拠したかは、明らかにされていないという事実を確認したうえで、ベルツの文は読む必要もあるだろう。

“常に文相に附添っている私服の警官が、すぐさまはせつけ、仕込づえにした日本刀を引抜き、一撃のもとに西野の頭蓋骨を割った。不可解な事情により、医者が来るまでに3時間以上も経過した。被害者は出血のため、既に人事不省に陥っていた。傷は型の通り手当された。だが、どうにもならなかった。森氏は12日払暁、死亡した。”注1

× × ×

さて、一大変事としての森有礼刺傷事件は、もち論、多くの新聞雑誌などが、かなりの紙数を割いて、これを報道したし、歴史に残る暗殺事件として、後世に至るまで、多くの人が言及する。

ところで、西野文太郎を返り討ちの形で斬殺したのは、ベルツの記述によれば、護衛役の私服警官であった。事件の目撃者ではないベルツが、このような記述を行なうためには、なんらかの形での報道が、彼の耳に達してはなくてはならない。

森有礼暗殺に関連して、従来しばしば引用されたのは、「時事新報」が明治22年2月12日付(第2198号)で報じ

た記事である。その全文は、森有礼関係文献の集大成と目される「森有礼全集」で、遭難事件にかかわる報道記録の筆頭に収められる。また、室伏哲郎「日本のテロリスト」(1962年)は、“当時の新聞中、最も詳細正確と評された時事新報(明治22・2・12)の記事”と言及しながら、全文引用をあえてした。

後に記するように、時事新報による報道は、結果的には、ことの真相に近づくべく、それなりの努力を払っていたと評しえよう。けれども、暗殺事件に言及する後世の論者が、2月12日付の「時事新報」からの引用をもって、事件の実態とする判断に関しては、軽卒のそしりをまぬがれないものがある。「時事新報」自身が、翌日以後の報道において、2月12日付記事の一部に、事実誤認があったことを、間接的表現ではあるにしろ、これを認めている。

だがそのことにかかわる言及は後にまわして、「時事新報」が、明治22年2月12日付として報じた事件の一端を、次に収録してみよう。注2

かなり長文となるその記事は、西野文太郎による森有礼の刺傷直後の状況を、“今や出仕と玄関に待設けたる護衛の巡査は其儘一同飛び上りたる騒ぎに、驚く兇徒西野は、庖丁を片手に掴みながら血走る眼に出口を違へて奥の間に逃げ込む、一室は奥と表の界にある小座敷にて何れに血路を開かんとする間もなく、後より続て巡査は兇徒を取押へんと撃て掛るを死に物狂ひに騒ぎ暴れしが、間もなく巡査の刃に掛り終に其頸まで其室内に斬り落され血汐あたりに迸れりと云ふ。”と記述した。

2

森文部大臣刺傷の大事件は、「時事新報」に限らず、多くの新聞が事件の翌日、これを一斉に報道した。それらの中で、後日に到るまで、多くの記事を掲載した「朝野新聞」は、当日付の号外について、第4602号(2月12日)の記事の中で、“同家の家従某は之と見るより遂に文次郎を殺したり”(原文のまま)と言及する。

「朝野新聞」は、翌13日(第4603号)の紙面においても、刺傷事件の再報道を行ない、前日の記事を補足しつつ、“曲者は庖丁を抜き取るより早く逃げ出でしが戸惑ひして奥の方に進み入り遂に背後よりアピセかけたる家令斉藤某の刀下に息絶へたり”との記事を掲載した。1日において2月15日に至ると、今度は読者が寄書(投書)の形式をとって、西野殺害の下手人は、森文部大臣の従者とし、さらに家従座田氏(2月17日付)と記述を変更

する。

時事新報の巡査行為説、朝野新聞の家従(家令あるいは従者)説に対して、「郵便報知」は当初から別箇の報道を行なった。その2月12日付紙面によれば、“大臣は不意の攻撃にワット一声叫ぶや同邸に居合せたる文部属座田重秀氏は躊躇せず兼て用意の仕込杖を抜放ち刺客の逃去らんとする所を、唯一刃に切殺せり”(第4814号)との記事が見出される。巡査、家従に対する第三の男の登場であるのだが、文部属の所業との報道は、「東京日々新聞」も、2月12日付の記事として、それを掲載した。“此騒ぎを聞たる文部省属官某は直に馳せ附け大臣が居間なる仕込杖を引抜て唯一刃に曲者の首を半ば過ぎ落し……”(第5184号)との記述がそれである。

× × ×

このように、いくつかの新聞記事をみてきた場合、西野文太郎を殺害した行為者を、いずれか1人に断定するのは、軽卒のそしりをまぬがれない判断になる。またその中から「時事新報」を正確詳細とすることにも、実は問題がある。

「時事新報」は、事件の2日後にあたる2月13日付でも、詳細な報道を行なった。西野殺害の下手人に関しては、前日の記事の訂正は行なわなかったが、再報記事の中で“刺客西野を座田文部七等属の仕込み杖を抜き放して後より切付けしは肩先の横にして、文太郎は殊死して一間半計り飛去りつゝ直に打俯し倒れしにぞ、其儘二度の刃に仕留め、又右西野の用ひたる出刃庖丁は白木棉にて包みありしことを後ちにて発見したりと云ふ”(第2199号)と言及して、前日の記事の誤を、事実上は認めていた。また、西野の官邸訪問に対して、応接の任を果たした文部大臣秘書官を一旦は久保秘書官(第2198号)と報じながら、ついで中川秘書官(第2199号)と書き直す措置をこうしてきた。

こうした措置からみても、「時事新報」の2月12日付記事のみを資料として、森有礼刺傷事件を論じることの危険性が確認されるわけである。

ところで、西野文太郎を殺害した当事者は、公式的には、文部属座田重秀が故殺の容疑をもって東京軽罪裁判所の審理を受けたことによって確定する。結果は故殺に非ずして正当防衛であり、免訴放免の言渡しを受けたことによって落着した。

文部属座田重秀(四十四年三月)が、東京軽罪裁判所の審理を受け、免訴となった事実については、間もなく

報道されてもいた。注3 またその言渡書の全文は、「法曹会雑誌」第9巻第1号(昭和7年)に転載されている。注4

3

すでに述べたように、森有礼刺傷事件に関連して、刺客としての西野文太郎を返り討ち的に殺害したのは、文部省下級官吏としての座田重秀であったと、一応は判定されている。巡査あるいは家従の行為と記するのは、いづれも聞き書きにすぎない新聞記者の誤判断と考えるのが、当を得た見解となるかにみえる。

だが、西野文太郎殺害事件の行為者に対しては、事件の発生以来、実に90年近くを経過した今日においても、有力な異説が折にふれて語られる。そうして下手人に擬せられる人間の当否について、筆者は重大な関心を払わざるを得ない。なぜならば、当の人物は筆者の父方の祖父中川元(ながわ・はじめ)であり、事件発生の当日は文部大臣秘書官の職にあって、大臣に随行して憲法発布の式典が行なわれる宮中におもむこうとする立場におかれていたと伝えられるからである。

中川元が西野文太郎を一刀のもとに斬殺し、武勇の誉を輝いたとの伝説は、旧制高等学校関係者の中でも、とりわけ第五高等学校、第二高等学校の内外で取沙汰されてきたと判断される。最近の事例としては、「河北新報」が第二高等学校創設九十年を記念した連載記事としての『天は東北、第二高等学校物語』の中で言及した事実を指摘できる。

“草創期飾る4人”の校長の一人として登場する中川元は、“校風確立した中川”と言及された後、“余談だが、二十二年二月十一日、森が刺客西野文太郎の凶刃に倒れた際、秘書官の中川は西野を一刀のもとに切り捨て、武人としての名を上げた”との記述がそれである。

「河北新報」の記述が、いかなる資料にもとづくものであるかは、明らかにされていない。けれどもそれは、「中川先生記念録」(大正7年)^{注5}に掲載された男爵九鬼隆一^{注6}の筆になる『親切壘到を以て終始す』と題した回想記を典拠としたと判断して、九分どおりは間違いないであろう。

九鬼と中川の関係は、師弟、上司と下僚の関係などを経験しつつ、長く保たれたものである。両者の最初の出会いは、飯田藩貢進生としての中川が大学南校に学んだときに得たものであり、一旦は明法寮に転じた中川が、司法官吏として身をたてるかに見えながら、転じて東京

外国語学校の教官となり、抜擢されてフランスへの留学が決定したことによって、再度の、そうして終生きりはなしがたいものになる。

明治11(1878)年1月、師範制度取調の命を受けて渡仏する中川は、時を同じくしてヨーロッパにおもむく九鬼隆一の輔手を兼務するよう命じられる。九鬼の任務は、パリで開催される万国博覧会への日本代表団に参加し、あわせてヨーロッパの教育事情を視察することであった。当時の九鬼の官職は、文部大書記官である。中川は、文部四等属に任じられた直後であった。

パリに1年近く滞在した九鬼は、公的なことがらは当然としても、私的な生活の面倒も、中川にあれこれ世話させていたという。九鬼自身の回想によれば、“気儘な生の会計役から食物衣類の世話まで遣って呉れて信実壘到で長い年月に一度も生に不満不足を感じしめた事がなかった”とのことである。

そうした回想に加えて、文部大臣秘書官として森有礼に随行する中川に言及しつつ、“君が恩人森氏の為めに敵打ちをしたのは洵に妙な縁であった”と前置きしつつ、彼の実見談を語っている。

4

西野文太郎が森有礼を刺傷したとの報が伝わると、九鬼はいち早く文部大臣官邸にかけつけたと自ら記している。以下、彼の記述を引用しよう。

“西野文太郎が森氏を暗殺した時に生の駆け付けたのは頗る早やかかったが、森氏は大分苦しんで果ては口から泡を吹かして居る。又、西野はうつむけに廊下に斃れたままで、まだ足を少しづつ伸び縮みするところであった。此時君は血刀を拭いて鞘に収める際であったが、いかにも見事に西野の首を後ろから七八分通り切り離して二三分通り残って、がっくり後ろから切り口が明いて居って其手なみ切れ味で、さすが腕の利いてあることが分って居ったから、生は君に向ひ「有繫に見事な斬り方ではあるが、只だ後からであるのを見ると、どうして逃げる所であつたらうから、も一つ旨いことを云ふと君の手際なら生捕りに出来るのであつたらうか」と云ふたら、君は曰く「何分西野は短刀を持って居ります上に手早く逃げて仕舞いさうであつたから、矢庭にやっ付けたのが、中々気味よい事だと思ふほどで、此の場合逆も十分の旨い手際は出来ませんでした」と。斯う云はれて其現場を考へると、さもさうであつたらうと思うて遂には其の咄嗟の間にも急遽の手際な動作を蓄めたのであつた”。

× × ×

ところで、目撃談とする九鬼隆一の記述は、重大な異説である。新聞報道はいずれも聞き書きであるのだから、この目で見、かつ聞いたと称する九鬼の回想は見逃しえない。だが、直系の子孫としての筆者の立場からいうならば、祖父元が過剰防衛の疑いが極度に強い事件の当事者であってほしくないのは当然である。

公式には座田重秀の行為とされた西野文太郎殺人事件に対しては、世論はなかなかきびしかった。「ベルツの日記」の中には、2月11日付の記述として、“（森）氏は憎まれており……激しい気質の国民のことであるから、どんな事態をひき起こすか、知れたものではなかった”と言及した後、3月19日付では“憲法で出版の自由を可及的に広く約束した後、政府はすぐその翌月、五種を下らぬ帝都の新聞紙に一時発行停止を命ずるの余儀なき有様に立到っている。それは、これらの新聞紙が森文相の暗殺者そのものを讃美したからである。……上野にある西野の墓では、霊場参りさながらの光景を現出している！”とも記していた。

こうした森有礼の不人気の筆頭に位した事件は、そのこと自体が、でっち上げともいわれる伊勢神宮参拜不敬事件と称されてきたが、それはとも角として森は天誅をうけたと感じる人たちが少なくない中で、西野文太郎が返り討ち的な死を遂げているのだから、ことは免倒であった。

西野文太郎故殺説をいち早く取りあげるのは、「朝野新聞」である。この新聞は、すでに記したように、当初は私的な使用者（家従、家令）による事件と報道していたが、2月15日以後は、寄書の形式をとって、故殺説、正当防衛説を交互に掲載し、大いに世論を喚起することになる。

その中で故殺説をとる立場の人からは、この事件をあいまいに葬って、発布されたばかりの憲法をないがしろにするのは許せないとする強い意見が述べられてきた。

5

「朝野新聞」が最初に掲載した寄書は、斉藤考治・井本常治の署名をもち、明治22年2月15日付（第4605号）の紙面に掲載された。説くところは故殺説である。

寄書は、“森文部大臣の従者は行凶人に対して正当防衛を行ひたるものなりや否やと云える一段は余輩日本の臣民として重きを刑法に措き、其効力を全ふせんことを

勉むものに於て大いに質さざるを得ざる所なりと”書きだした後、“噫誰れか当日の凶奸を憤らざるものあらん”として、西野の行為の不当を認めながらも、西野を殺害した行為に対しては、“激昂の故を以て理非を不問に附するは又余輩の為す能はざる処なり”と述べて故殺説を展開し、かつ“当局者の注意を望むなり”としめくくっていた。

この寄書に対する反応は、2月17日付の紙面に同じく寄書の形式であられる。署名するのは、麴町区中六番町8番地の住人と名のる宇陀太郎である。宇陀は、西野を殺害したともくされた座田重秀を弁護し、“彼座田氏の行為は則大臣を保護する一心なる良知良能より出て更に行兇者を悪むの間髪なきの局已既に行兇者を斬殺したるなり”と論じていた。またその正当防衛論の根拠として、“行兇者西野は大臣の秘書官に叱咤せられ逃去らんとする所を背部より斬付られたりとせば“聊議論なきにしもあらず、然れども予か見聞する新聞紙又は風説にては其迷惑ひ又は叱咤を受けたる等の事なし……”とも言及する。

だが、宇陀の論旨には、多分に無理がある。すでに引用した新聞のいくつかは、逃亡しようとする西野が斬殺されたと報道し、また九鬼の目撃談と加害者中川の談と称するものは、いずれも背後から追討ったと認めている。宇陀は寄書の中で、“行兇者は天帝の裁判を受けたる者なり”とも言及するから、西野の行為を絶対悪としたうえで、殺害は因果応報と考え、かつその判断を最高のよりどころとしたの感がある。

ところで、斉藤・井本対宇陀の論争に対して2月19日付（第4608号）の「朝野新聞」には、山中善兵衛の署名のもとに、3人の論者は、いずれも東京府下の有名代言人であるにもかかわらず、実見したわけでもない事件に対して、勝手に状況を設定して、あれこれ述べたてるのは、議論のための議論だとする見解が発表されることになる。だが、そうした判断があるにもかかわらず、2月23日付（第4612号）の紙面においては、西村福三郎の署名の下に、“座田重秀氏の所為は果して正当防衛なる乎如何。予は断じて曰はんとす。座田氏の所為や正当防衛に非ず、故殺罪を成立す可きものなり”とする意見が掲載されることになる。

このように、故殺説、正当防衛説が喧々囂々たる応酬をくり返す中で、西野文太郎殺害の下手人として東京軽罪裁判所において取調を受けていた文部属座田重秀に対

して、豫審判事松岡帰之は、刑法第314条を適用して座田の行為を正当防衛と判定し、刑法第224条の規則に従い、免訴放免を言渡した。

座田重秀の行為を正当防衛と断じた際の判事の状況設定は、すでに言及した新聞記事、九鬼隆一の回想記の内容とは、いずれも大巾に相違するものであった。その詳細は本稿文末に引用する「豫審終結言渡書」の原文を参照して頂きたい。かくの如く事実認定が異なる西野文太郎殺害事件は、〈やぶの中〉流の謎を秘める出来事というべきだろう。

6

「豫審終結言渡書」の断定するところによると、被告座田重秀は文部大臣秘書官附の属官であり、かつ“常ニ大臣ニ随伴シ事ニ従フヲ以テ勤メ”としたとされている。ところで、西野文太郎は、兇行直前に森文部大臣邸に到って、大臣に面会を求めるところになる。その理由は、途上で大臣襲撃の企てがあるを知り、通報に及んだと申し立てていた。またそのことが、座田被告が仕込杖によつて西野文太郎を殺害する遠因を構成する。

「豫審終結言渡書」の説くところに従うならば、事態は“被告人モ亦豫テ貯フル所ノ仕込杖ヲ自宅ヨリ取寄セ大臣ニ随伴ノ用意ヲ為ス”に及んだとのことである。

西野と応接したのは、“森家ノ家扶岡本清遠”と「豫審終結言渡書」は言及する。新聞記事が、当初は久保秘書官、ついで中川秘書官と報じた西野との応接事実是否定されている。

西野の兇行は、かかる応接を横目に、玄関へと歩む森文部大臣をみかけて行なわれる。「豫審終結言渡書」は、その間の事情を、“岡本清遠ハ大臣ヲ救ハント自己ノ体ヲ挺シ西野ノ右側ヨリ組付三人巴状ノ如ク揉合ツツアリシトキ被告人ハ仕込杖ヲ抜き間隔ヲ窺ヒ一刀西野ノ背部ニ切付ケ”たのだとする。

だが、創が浅いために西野は、刃物を振って岡本もしくは大臣を再度襲う気配をみせたがために、“被告人ハ西野ノ前面ヨリ一刀其ノ額頂部ヘ切付ケニノ太刀ヲ以テ西野ノ左側面ヨリ其ノ頂頭部ヘ切込”んだと説明する。またこうした状況であるからこそ、正当防衛は明らかと断定してもいる。

さて、上に記した「豫審終結言渡書」の論旨ならば、正当防衛の論理は達せられるかにみえる。

だがその説くところの経過が、新聞記事を媒介として

語られてきた、ことの実相と称するものと、あまりにも大きく喰いちがっているのに、驚かざるを得ないものがある。また九鬼隆一が目撃したと称する西野の致命傷が、背後よりする頸椎の切断であったとの記述とも、大巾に喰違う事実に着目したい。「朝野新聞」の寄書において、正当防衛論を展開した宇陀太郎が、逃亡をはかつて背部より斬られたとするは誤伝であると断じたのは、このような裁判所側の判断と気脈を通じての所業なのであるか。

× × ×

中川元の子孫である筆者の立場からいえば、殺害者が座田重秀とされ、かつまた西野の死因は背後からの斬創によるものでもないとする判断は、ある種の救いとなる。しかしだからといって、疑いが全くはれたわけではない。

第一の問題は、なぜに九鬼隆一が目撃者としての確信をもって、中川元による行為と断じたかということにある。

第二には、座田重秀文部属の直属上官が、文部大臣秘書官とされることから、座田は政府筋から因果を含められつつ、真の行為者の身がわりにたたされたのではなかったかと、考えられることが問題となる。新聞の多くが、西野に対する応接者を中川秘書官とする中で、それまで全く報道されたことのない家扶岡本清遠をもちだしたのも、真の行為者をいかなる局面においても、事件とは関係はなかったことにしようとする作為の結果ではなかったかとも疑わせる。

すでに記したように、森文部大臣の言動に対して、世論は冷たかった。いや悪評高かったというべきかもしれない。そうして、兇行者西野文太郎に対する同情論の多い中で、文部大臣秘書官がその故殺者に擬せられた場合におこりうる政治上の困難さのゆえに、属官をスケープゴードに仕立てあげ、かつ豫審判事には実際とは異った事実認定を権力者が行なわせたとの疑いも、あとに残ることになる。

7

森文部大臣刺傷事件に関しては、中川元はその生涯を通じて黙して語らず、また手記も残さなかった。それゆえ、九鬼隆一による仇討報恩説については、文字どおり死人に口なき状況にある。

ところで、九鬼によれば、西野文太郎を一刀のもとに仕とめた中川元は、並みはずれた武勇の持主ということ

になる。けれども、中川元が飯田藩においてともに学び、藩校においてはともに教官の末席としての地位をわけあった柳田直平の談によると、少年・青年の両期を通じての中川元は、勇武の人ではなく、武芸を一とおりは習い^{注7}はしても、関心はもっぱら学問に注がれていたという。

中川元が、漢籍に多くの素養を得ていた事実については、小藩としての飯田藩からは、ただ一人だけが派遣された貢進生に選ばれたのを、その証としうるだろう。

かかる事実を考えると、通り一ぺんの剣術をもつてしては、ただの一撃のもとに、西野文太郎の首を落せはしないだろうとの判断を生じさせる。

けれども、他方には、中川元は撃剣を愛し、腕前もなかなかであったとの証言もある。九鬼隆一はそれをいい、また第四高等中学校で校長を勤めた当時は、撃剣の練習に励んだことが、日記に書かれている。第二高等学校長時代には、弓術にこつていた。

こうした判断に加えて、次には森文部大臣に随行して宮中におもむこうとする秘書官としての中川元が、身近かに仕込杖において、とっさに西野文太郎を一撃しえたとは考えがたいという問題も登場する。大礼服と仕込杖は、いかなる観点からみてもつながらない。

また、西野文太郎と応接中の大臣秘書官が、仕込杖をかたわらにして、ことに処したとするのも不自然である。そこから、殺害の行為者は中川元ではなく、座田重秀文部属なのだとする判断も生じることになる。

けれども、「豫審終結言渡書」が説く如く、応接の涉に当たったのは、森家の家扶であったとするならば、また中川元が並以上の剣術の持主であったとも仮定すると、前記のスケープ・ゴート設定説ともからみあつて、西野文太郎の殺害者は、文部大臣秘書官としての中川元になりかねない。

西野文太郎殺害事件は、公式的には全て落着いた。けれども、折にふれて語られる中川元による仇討報恩説に対して、それを事実は全く無根と強く否定することができないのが、この事件のてんまつを、あれこれと調べてきた筆者の苦しい立場なのである。

注1. 「ベルツの日記」の原本は、もち論、全文がドイツ語で記されている。和訳本には3種類の稿本がある由だが、引用は昭和27年9月刊行の岩波文庫版によつた。

注2. 東京大学法学部明治新聞雑誌文庫が所蔵する新聞について、現物と照合した結果の引用であり、森有礼刺傷に関する文献の多くが、無責任に行なう孫びきや曾孫びきのたぐいではない。以後に引用する新聞の記事も、その現物について確認したものに限られる。

注3. 朝野新聞第4614号(明治22年2月26日)、「国民の友」第43号(明治22年3月2日)に掲載された『森有礼君の爲めに慟哭す』(大久保利謙編「森有礼全集」第二巻 昭和47年 p 360)

注4. 大久保利謙編「森有礼全集」第二巻 p 324・325

注5. 故中川先生頌徳謝恩記念資金会「中川先生記念録」(大正7年) p 21~27。

注6. くき・りゅういち(1852~1931)文部大輔から駐米公使、後年は帝室博物館総長となり、明治期における美術行政家として知られた。岡倉天心の活動を助け、洋画団体と衝突した事実も知られている。

注7. 「中川先生記念録」p 51~54

[資料]

豫審終結言渡書

東京府麹町区永田町1丁目19番地

士族

文部属 座田重秀

44年3月

右座田重秀ニ對スル故殺被告事件ニ付キ被殺人西野文太郎死體ノ創所殺傷ノ場所殺傷ノ用ニ供シタル器物又ハ衣類醫師ノ鑑定書ヲ檢シ被告人外証人ヲ訊問シ審理ヲ遂ケタル処

被告人座田重秀ハ文部大臣森有礼ノ秘書官附ニシテ常ニ森大臣ニ随伴シ事ニ從フヲ以テ勤メトセリ、トキニ明治22年2月11日午前8時森大臣參朝ノ期ニ際シ、神田区今川小路2丁目7番地寄留山口県士族西野文太郎ナル者麹町区永田町2丁目19番地森大臣邸ニ到リ、本日大臣ヲ途上ニ於テ要撃セント企ツル徒アリ其徒ノ密計ヲ漏聞セシヲ以テ急ニ之ヲ大臣ニ告ケタキ爲メニ面謁ヲ乞フトノ事ニ付、守衛掛リノ警官一面ハ西野ニ事情ヲ尋問シ一面ハ警戒ニ奔走シ被告人モ亦豫テ貯フル所ノ仕込杖ヲ自宅ヨリ取寄セ大臣ニ隨伴ノ用意ヲ爲ス等、西野ニ接スル者漸次ニ其ノ場ヲ去リ森家ノ家扶岡本清遠独リ西野ニ對シ其ノ来意ヲ謝シ併セテ大臣ニ面謁ヲ断リタリ、因テ西野ハ応接所ヲ立去ラントスル折柄森大臣ハ參朝ノ爲メ応接

所間近マテ莅ミ来リシトキ西野ハ邂逅セリ、コノ時西野ハ忽
 焉大臣ニ飛付キ其ノ右側面ヨリ左手ニテ大臣ノ腰部ヲ擣
 ミ右手ニテ急ニ隠シ持タル所ノ出刃庖丁ヲ持テ其ノ腹部
 右側ニ刺シ込ミタリ、岡本清遠ハ大臣ヲ救ハント自己ノ
 體ヲ挺シ西野ノ右側ヨリ組付三人巴状ノ如ク揉合ツツア
 リシトキ被告人ハ仕込杖ヲ抜キ間隙ヲ窺ヒ一刀西野ノ背
 部ニ切付ケタレドモ、其創輕ウシテ西野ハ之ニ屈セス尙
 ホ大臣ノ上衣ノ腰部ヲ堅握シテ敢テ放サス、岡本ハ甲乙
 ノ間ニ割入り西野ヲ押除ケントスルヤ西野ハ右ノ如ク背
 部ヲ斬ラレテ一聲相叫ヒ大臣ヲ刺シタル出刃庖丁ヲ拔テ
 之ヲ振上ケ岡本若クハ大臣ヲ切ラントスルノ場合、時機
 緊要ノ際ニ臨ミ大臣ハ其危害ヲ避ケント其ノ體ノ方向ヲ
 転シ適マ甲乙ノ間稍ヤ開クヤ、被告人ハ西野ノ前面ヨリ
 一刀其ノ頂部ヘ切付ケ二ノ太刀ヲ以テ西野ノ左側面ヨ
 リ其ノ頂頭部ヘ切込ヤ否ヤ、西野ハ大臣ヲ擣ミタル手ヲ
 離シ岡本ガ西野ヲ押除ケントセシ余勢ニテ西野ハ忽チ仰
 向ケニ其ノ場ニ斃レタリ

其ノ第一刀ハ現ニ西野ガ大臣ノ腹部ヲ刺シ危害切迫ノ時
 機ニ投シ

其ノ第二刀第三刀ハ大臣又ハ岡本ノ生命ニ係ル目前ノ危
 害ヲ救フニ於テ共ニ止ムヲ得サルノ時機ニ在リテ他人ノ
 爲ニ正当ニ防衛ヲナシタルモノトス

因テ之ヲ法律ニ照スニ、刑法第314条ニ身體生命ヲ正当
 ニ防衛ノ已ムヲ得サルニ出テ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ自
 己ノ爲ニシ他人ノ爲ニスルヲ分タス其ノ罪ヲ論セストア
 ルニ当ル

上記ノ理由ニ依リ、治罪法第224条ノ規則ニ従ヒ被告
 人座田重秀ニ對シ免訴放免ヲ言渡スモノナリ

明治22年2月23日

東京輕罪裁判所ニ於テ

豫審判事 松岡 帰之
 書記 太郎館 秀房